

2-5 勤務間インターバル制度の普及促進

- 勤務間インターバルとは、勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息期間」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止をはかるもの。

睡眠は重要です！

毎日4時間睡眠が6日間継続 ⇒ 一晩徹夜と同じくらいの遅延反応
毎日6時間睡眠が10日間継続 = 仕事にも支障をきたします！

- 2019年4月1日から、制度導入が努力義務となる。



2-6 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

- 仕事ぶりや能力が適正に評価され、意欲をもって働けるよう、同一企業における正規雇用労働者と、非正規雇用労働者の間の不合理な待遇格差の解消を目指す。

- 雇用形態に関わらない均等・均衡待遇の確保に向けて、**ガイドライン**(※)を策定し、**社内制度点検のための取組手順書**のほか、**福祉、スーパーマーケットなど業界別マニュアル**(※)を作成。

※ 厚生労働省「同一労働同一賃金特集ページ」に掲載しています

- 北海道働き方改革推進支援センターでは、電話相談や事業所訪問で取組みを支援。

- **大企業は2020年4月1日、中小企業は2021年4月1日から適用。**



3-1 副業・兼業ガイドライン

- 副業・兼業は、新たな技術の開発、企業の手段や第2の人生の準備に有効とされており、働き方改革では普及促進を図ることとされている。

- 普及が長時間労働を招いては本末転倒であることから、過重労働を防止することや健康確保を図ることが重要。

- 企業も働く方も安心して副業・兼業の取組みができるよう、労働時間管理や健康管理などを示したガイドラインを作成。



3-2 「シフト制」労働者の雇用管理

- シフト制は柔軟に労働日、労働時間を設定でき、労使双方にメリットの一方、労働日が過少あるいは過多に設定されることで労働紛争が発生することもある。

- 労働紛争を未然に防止し、労使双方にメリットのあるものとするため、法令等に照らして留意すべき事項を取りまとめたリーフレットを作成。

- 特に「始業・終業時刻」、「休日」、「シフトの作成・変更・設定」の考え方を明確にしておくことが重要。



4 各種支援策

- **北海道働き方改革推進支援センター**

労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直しなど「働き方改革」の取り組みや、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。ご希望に応じて、専門家が直接企業に訪問することも可能です。

【電話番号】 0800-919-1073

- **監督署の労働時間相談・支援班による個別訪問**

企業を個別訪問して、働き方・休み方の日頃のお悩みをお伺いして、解決策をご提案します。

【電話番号】 0155-97-1243 (受付時間 8:30~17:15 (土日祝除く))

働き方改革推進支援センターのホームページはこちら!!

